

奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金のお知らせ

燃油価格高騰の影響を受けている路線バス、タクシー等の公共交通事業者及び運送事業者を対象に、経営負担の軽減と安全で安定した運行の確保・維持を図るため、予算の範囲内において支援金を支給します。

■支給対象者（個人・法人不問）

- (1) 奄美市内に本社がある乗合バス事業者
- (2) 奄美市内に本社があるタクシー事業者
- (3) 奄美市内に本社がある一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者
- (4) 奄美市内に本社がある自動車運転代行業者
- (5) 市税に滞納がないこと
- (6) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと
- (7) 暴力団及び暴力団員でないこと

■支給対象車両及び支援金の額

区分	要件	支援金の額 (1台あたり)
路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業に供する車両	100,000円
タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業に供する車両	40,000円
大型貨物	車両総重量 8,000kg 以上又は最大積載量 5,000kg 以上の 事業用普通貨物自動車及び事業用特種用途自動車（緑ナンバー）	80,000円
中型貨物	車両総重量 3,500kg 以上 8,000kg 未満 又は最大積載量 2,000kg 以上 5,000kg 未満の 事業用普通貨物自動車及び事業用特種用途自動車（緑ナンバー）	60,000円
小型貨物	事業用小型貨物自動車及び事業用小型特種用途自動車（緑ナンバー）	40,000円
軽貨物	道路運送車両法に規定する事業用軽貨物自動車 及び事業用軽特種用途自動車（黒ナンバー）	20,000円
運転代行随伴車	随伴用自動車	20,000円

※霊柩車は対象外

裏面に続きます

■申請開始受付日

令和8年4月1日（火）から受付を開始します。

■申請方法

下記の書類を提出してください。

- (1) 奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金支給申請書
- (2) 自動車検査証記録事項の写し（車検証の写しは不可）
- (3) 市税等納付状況確認同意書
- (4) 本人確認書類の写し ※個人事業者のみ必要
- (5) 運転代行業保険証券の写し ※運転代行随伴車のみ必要
- (6) 車体表示が確認できる写真 ※運転代行随伴車のみ必要

■申請書提出期限

持参の場合：令和8年5月29日（金）17時

郵送の場合：令和8年5月31日（日）※消印有効

■その他

- (1) 自動車検査証記録事項の写しが手元にない場合、自動車販売店または整備工場において再発行が可能です。お近くの自動車販売店または整備工場にご相談ください。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により支援金の支給決定を受けた場合、当該支給決定を取り消すとともに、既に支援金の支払いが完了しているときは、支援金を返還していただきます。
- (3) 支給対象や申請方法等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請書提出先】

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号
奄美市役所商工政策課商工振興係（3階）
TEL：0997-52-1127